

# 愛媛県農業経営基盤強化資金利子補給費補助金交付要綱

令和6年11月改正

## (目的)

第1 県は、経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営を育成し、足腰の強い農業構造を確立するため、市町が農業経営基盤強化資金（株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）別表第5の第1号に掲げる資金。）を借り受けた農業者の金利負担を軽減するための利子補給を行うのに要する経費に対し、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところにより、利子補給費補助金を交付する。

## (補助金額及び補助対象期間)

第2 県が市町に交付する補助金の額は、次のA又はBのどちらか低い金額の範囲内とする。

財政融資 資金金利	貸付利率	補助金額	
		A	B
5.0%未満	2.0%以内	市町が行う利子補給 額の2分の1に相当 する額	当該利子補給の対象となる農業者の借入金の残高につき年0.25%の割合で計算した額の合計額
5.0%以上6.5%未満	2.5%以内		当該利子補給の対象となる農業者の借入金の残高につき年0.165%の割合で計算した額の合計額
6.5%以上	3.0%以内		当該利子補給の対象となる農業者の借入金の残高につき年0.085%の割合で計算した額の合計額

(注) 当該利子補給の対象となる農業者の借入金の残高は、計算期間中の毎日の最高残高（延滞額を除く。）の総和をその期間中の日数で除して得た融資平均残高とする。

ただし、財政融資資金金利が2.0%を下回る場合におけるB欄については、次のとおりとする。

- (1) 平成10年6月16日から平成10年8月20日までの間に融通されたもの  
当該利子補給の対象となる農業者の借入金の残高につき年0.285%の割合で計算した額の合計額
- (2) 平成10年8月21日から平成10年9月17日までの間に融通されたもの  
当該利子補給の対象となる農業者の借入金の残高につき年0.265%の割合で計算した額の合計額
- (3) 平成10年9月18日から平成10年10月21日までの間に融通されたもの  
当該利子補給の対象となる農業者の借入金の残高につき年0.3%の割合で計算した額の合計額
- (4) 平成10年10月22日以降平成10年12月21日までの間に融通されたもの  
当該利子補給の対象となる農業者の借入金の残高につき年0.4%の割合で計算した額の合計額
- (5) 平成10年12月22日以降平成11年2月2日までの間に融通されたもの  
当該利子補給の対象となる農業者の借入金の残高につき年0.365%割合で計算した

額の合計額

- (6) 平成11年5月25日から平成11年6月15日までの間に融通されたもの  
当該利子補給の対象となる農業者の借入金の残高につき年0.3%の割合で計算した額の合計額
- (7) 平成11年6月16日から平成11年7月25日までの間に融通されたもの  
当該利子補給の対象となる農業者の借入金の残高につき年0.315%の割合で計算した額の合計額
- (8) 平成11年10月20日から平成11年11月17日までの間に融通されたもの  
当該利子補給の対象となる農業者の借入金の残高につき年0.265%の割合で計算した額の合計額
- (9) 平成12年2月21日から平成12年3月15日までの間に融通されたもの  
当該利子補給の対象となる農業者の借入金の残高につき年0.265%の割合で計算した額の合計額
- (10) 平成12年6月19日から平成12年9月13日までの間に融通されたもの  
当該利子補給の対象となる農業者の借入金の残高につき年0.265%の割合で計算した額の合計額
- (11) 平成13年2月1日から平成13年2月25日までの間に融通されたもの  
当該利子補給の対象となる農業者の借入金の残高につき年0.285%の割合で計算した額の合計額
- (12) 平成13年2月26日から平成13年3月18日までの間に融通されたもの  
当該利子補給の対象となる農業者の借入金の残高につき年0.3%の割合で計算した額の合計額
- (13) 平成13年3月19日から平成13年4月1日までの間に融通されたもの  
当該利子補給の対象となる農業者の借入金の残高につき年0.315%の割合で計算した額の合計額
- (14) 平成13年4月2日から平成13年4月30日までの間に融通されたもの  
当該利子補給の対象となる農業者の借入金の残高につき年0.365%の割合で計算した額の合計額

2 前項の規定にかかわらず、平成13年5月1日から平成22年3月31日までに融通されたものについて県が市町に交付する補助金の額は、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3536号農林水産事務次官依命通知。以下「利子助成事業実施要綱」という。）に基づく公益財団法人農林水産長期金融協会（昭和36年9月15日に財団法人高風会という名称で設立された法人。以下「長期金融協会」という。）からの助成後に市町が行った利子助成額の2分の1に相当する額以内の額とする。

3 平成22年4月23日から平成24年3月31日までの間に貸付決定が行われた本資金（愛媛県農業経営基盤強化資金実施要綱（以下「県実施要綱」という。）第4の3の(7)の資金を除き、かつ、当該貸付決定に係る貸付額が500万円を超えるものに限る。）のうち、個人にあっては1億円以下、法人にあっては3億円以下の部分について県が市町に交付する補助金の額は、利子助成事業実施要綱に定めるところにより、平成20年9月30日財務省・農林水産省告示第35号（株式会社日本政策金融公庫法附則第35条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件）2に規定する貸付利率（以下「公庫の貸付利率」という。）を0%に引き下げるのに必要な額の5分の4に相当する額（ただし、貸付利率を2.0%引き下げるのに必要な額を限度とし、一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を、長期金融協会からの助成後に市町が行った利子助成額の2分の1に相当する額以内の額とし、貸付当初5年間に限り助成するものとする。

ただし、国の補助金（交付金を含む。）の交付決定を受けた事業の補助残事業部分に充てるために融通される資金（以下「補助残融資資金」という。）及び農業経営基盤強

化資金の貸付に係る担保徴求に関して認定農業者の経営能力、経営状況等を積極的に評価の上、同資金の円滑な融通を図ることとして別に農林水産省経営局長（以下「経営局長」という。）が定める資金（以下「円滑化貸付資金」という。）については、本規定は適用しないものとする。

- 4 前項の規定にかかわらず、平成24年4月1日以降に融通されたものについては本補助金の対象外とする。
- 5 補助の対象とする期間は、毎年1月1日から12月31日までの利息支払に係る期間とする。

（申請書等の提出）

第3 市町長は、農業経営基盤強化資金に係る補助金の交付の申請をする場合は、毎年1月1日から12月31日までの期間の農業経営基盤強化資金利子補給費補助金交付申請書（様式第1号）及び次に掲げる書類を作成し、2月20日までに知事（地方局）に提出しなければならない。

- (1) 利子補給明細書（様式第2号）
- (2) その他知事が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第4 知事は、第3の申請書を受理したときは、それを審査し、相当と認めるときは、補助金の交付を決定し、農業経営基盤強化資金利子補給費補助金交付決定通知書（様式第3号）により、当該市町長に通知する。

（補助金交付の請求）

第5 第4の規定による補助金の交付決定通知を受けた市町長は、利子補給後速やかに請求書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第6 知事は第5の規定による請求書を受理したときは、当該請求書を受理した日の属する月の翌月以内に補助金を交付する。

（報告の徴収等）

第7 知事は、農業経営基盤強化資金の貸付が適正に行われているかどうかを知るために必要があるときは、当該市町及び当該資金を貸し付けた融資機関から報告を徴し、又は職員に当該市町及び当該融資機関の帳簿・書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させた場合においては、これに協力しなければならない。

（関係書類の保管）

第8 補助金の交付を受けた市町は、補助金に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類を備え、これを当該補助金が完了し、又は廃止された年度の翌年度から起算して10年間保存しなければならない。

附 則（略）

附 則

この要綱は、令和6年11月14日より施行し、令和6年度の補助金から適用する。